

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月20日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

佐賀県人事委員会規則第24号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第1条、第2条関係）			別表（第1条、第2条関係）		
地方公共 団体名	機関	職員	地方公共 団体名	機関	職員
略			略		
天山地区 共同斎場 組合	略		天山地区 共同斎場 組合	略	
<u>多久小城 医療組合</u>	<u>執行機関</u>	<u>事務局長</u>			

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。